

薬生薬審発 1128 第 7 号
平成 30 年 11 月 28 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌）の一部改正について

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成しています。

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につき御配慮よろしく申し上げます。

日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長
門 田 守 人



デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌）
の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成30年11月28日付にて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より、デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌）の一部改正について、別添の通り、周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連URLは下記の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T181129I0020.pdf>

なお、詳細は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課（担当：真中氏：電話：03-3595-2431）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内4260）
（担当 高橋）